



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会社名 中部飼料株式会社
(コード番号 2053 東証・名証第 1 部)
代表者名 取締役社長 平野 宏
問合せ先 総務人事部長 井藤 直樹
(TEL 052-562-2010)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 68 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 30 条(社外取締役の責任免除)及び第 41 条(社外監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 30 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

【 現行定款 】	【 変更案 】
<p>第 30 条 (社外取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 30 条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第 41 条 (社外監査役 of 責任免除)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 41 条 (監査役 of 責任免除)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

以上